平成２２年（フ）第５５５号
大阪府柏原市玉手町18番60―318号
債務者　野口　良子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５８２号
大阪府柏原市玉手町21番２―207号
債務者　檜垣久美子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５８５号
堺市美原区さつき野西３丁目８番地１
債務者　芦谷　至昭
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５８８号
堺市中区新家町693番地１　フジタビル202、前住所堺市南区庭代台３丁13番４―402号
債務者　植松　久美
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５９１号
堺市中区深井東町3140番地　メゾン・ド・シャンノール401号、前住所堺市中区大野芝町96番地１　ディオ・フェルティ初芝701号
債務者　細川　一成
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５９５号
堺市西区草部1800番地　６棟202号
債務者　村上　友子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６００号
大阪府富田林市山中田町１丁目２番８号
債務者　ドッグランド・ディーワンこと　山中　康治
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６１２号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149＜１―502号＞、前住所大阪府河内長野市緑ケ丘中町９番17号
債務者　尾崎　和江
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６２８号
大阪府柏原市大県３丁目13番８号
債務者　大庭　匡史
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
広島県安芸高田市吉田町竹原954番地　清風会第３竹原寮
債務者　村竹　俊二
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１９号
広島県庄原市東城町福代１番地１
債務者　髙瀬　　昇
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１９６号
岩手県二戸市浄法寺町里代24番地１
債務者　勘田　光則
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２１５号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字向新田７番地328、旧住所東京都江東区冬木16番12号　三陽自動車株式会社
債務者　大森　貴保
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２５７号
盛岡市津志田27地割42番地15　福寿荘201号、旧住所盛岡市西見前11地割65番地
債務者　吉田　正明
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２７１号
岩手県北上市二子町築舘85番地130
債務者　小田島里香
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２７３号
岩手県下閉伊郡普代村第２地割字下村11番地２
債務者　畠山美津子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２７４号
岩手県下閉伊郡普代村第２地割字下村11番地２、旧住所岩手県下閉伊郡普代村第13地割字普代24番地２
債務者　畠山　　博
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部